

どうしたらいいの？

実家

と

見本
空家

(sample)

の問題

家族が困らないために

専門家と行政が連携してお手伝い

実家・空き家相談のワンストップ窓口 和歌山県空家等対策推進協議会

和歌山県では、住まいに関する専門家団体と行政が連携して、県民向けの相談体制を整備しております。まずは返信ハガキで相談事項や今後の活用意向をお聞かせください。必要に応じて専門家をご紹介します。

私たちがバックアップ！



建築士
(一社)和歌山県
建築士会副会長
中西 重裕



不動産事業者
(公社)和歌山県宅地
建物取引業協会副会長
木村 勝次



空き家相談センターわかやま
(一社)ミチル空間
プロジェクト理事長
南 順子

支援の流れ

所有者等

▼ ハガキ送付

和歌山県地域振興課

▼ データ共有

県空家等対策推進協議会

▼ 相談窓口の調整

司法書士
弁護士

不動産
事業者

建築士
行政書士

市町村

▼ マッチング

所有者等

わかやま移住定住支援センター
(和歌山県地域振興課)

問合せ

〒640-8033 和歌山県和歌山市本町1-22
Wajima本町ビル1階

TEL.073-422-6150

提出先 / 和歌山県地域振興課

1 建物・土地の所在地

所在地 〒 -

2 建物の現況

建築年 (築年数)	明治・大正・昭和・平成	年 (約	年)
以下、1~7のいずれかに☑を入れてください			
空き家	<input type="checkbox"/> 1. 放置(約 年程度)している。		
	<input type="checkbox"/> 2. 管理(窓の開閉、草刈り等)している。		
	<input type="checkbox"/> 3. その他()		
居住 (使用)	<input type="checkbox"/> 4. 居住している。 <input type="checkbox"/> 5. 物置として使用している。		
	<input type="checkbox"/> 6. 別荘・セカンドハウスとして使用している。		
	<input type="checkbox"/> 7. その他()		

3 相談してみたいこと・今後の活用意向 (該当項目に☑を入れてください)

<input type="checkbox"/> 1. 賃貸	<input type="checkbox"/> 2. 売却	<input type="checkbox"/> 3. 管理(窓の開閉、草刈り等)
<input type="checkbox"/> 4. 解体	<input type="checkbox"/> 5. 修繕	<input type="checkbox"/> 6. 相続権関係
<input type="checkbox"/> 7. その他()		

4 連絡先 (親族でも可)

※下記「個人情報の取り扱い」についてご確認の上、連絡先を記入してください

フリガナ	
お名前	〒 -
ご住所	
メールアドレス	@

個人情報の取り扱い

①情報を提供する範囲

和歌山県空家等対策推進協議会(県・市町村・学識者等で組織)、(一社)和歌山県建築士会、和歌山県司法書士会、(公社)和歌山県宅地建物取引業協会、和歌山県土地家屋調査士会、(一社)和歌山県不動産鑑定士協会、(一社)ミチル空間プロジェクト、和歌山弁護士会、和歌山県行政書士会、(公財)日本賃貸住宅管理協会和歌山県支部及びその他空き家等に係る相談員

②提供目的

相談に関する助言、相談情報の事例化及び統計処理

③遵守事項

必要の範囲内で連携する①の団体及び相談員で情報共有することとし、他人に知らせたり不当な目的では使用しません。なお、同意を取り下げる申し出があった場合には、相談情報を削除します

郵便はがき

料金受取人払郵便

和歌山中央局
承認

1076

6 4 0 - 8 7 9 0

差出有効期間
令和8年3月
31日まで
(切手不要)

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県
地域振興課 行

見本
(sample)



空き家に関する情報サイト

◎ネットでいつでもどこからでも相談「TAKUSERU」

インターネットから空き家の相談申し込みが可能。県内各地で開催される相談会やセミナーの日程、相談事例、各種新着情報なども掲載。

<https://takuseru.com/>



◎空き家を活用して和歌山を元気に「わかやま空き家バンク」

空き家物件の情報をまとめ、県外からの移住者の受け入れを推進。物件所有者への支援制度も掲載。

<https://www.wakayamagurashi.jp/house/>

どうなるの？
実家の将来

住まなければ
それは空き家！

▶ 放っておくとこんなリスクが...

迷惑
になる



ご近所トラブルに発展します。

お金
がかかる



想像以上に出費がかさみます。

劣化
する



老朽化が一気に進みます。

ご存じですか？法改正による空き家対策も進んでいます！

1. 管理不全空き家の指定

(令和5年12月より施工)



⚠ 放置すると
固定資産税負担が増える可能性

2. 相続登記の義務化

(令和6年4月より施工)



⚠ 放置すると
過料10万円以下の対象となる可能性

▶ 対策をすれば有効活用できる！

◎地域の賑わいに

古民家カフェ、ゲストハウスなどに活用すると、地域に新たな賑わいが生まれます。

◎新たな収入に

売買以外にも、賃貸で毎月の家賃収入を得られることもあります。

◎管理が不要に

建物を使ってもらうこと、管理を委託することで劣化を防ぎます。

支援制度もあります！

改修・家財撤去・除却・耐震・固定資産税の減免など(※条件あり)

活用事例 Shared Residence Flag (紀美野町)

シェアード レジデンス フラッグ

～県外から移住した若者がシェアハウスを運営～



お悩みの方
気になることがある方

まずは登録を！

ハガキ裏面のアンケートにお答えいただき、ポストに投函してください。ご意向を確認して、必要に応じて専門家をご紹介します。